

広島県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和三年一月二十一日までの間、縦覧に供する。

令和三年一月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市本郷町船木字馬飼一〇〇六四番一地先から 三原市本郷町船木字南大島五一七七番一地先まで	新	旧	一三・〇〇〇 六五・〇〇〇	五〇・〇〇	拡張
	旧	新	一五・〇〇〇 三三・〇〇〇	一一四・〇〇	
三原市本郷町船木字大畑一〇三二四番一地先から 三原市本郷町船木字半田一〇三二二番地先まで	新	旧	九・七五〇 一・五〇〇	一一四・〇〇	幅員減少
	旧	新	一五・〇〇〇 三三・〇〇〇	一一四・〇〇	